

11 都 市 計 画

1. 都 市 計 画

2. 都 市 公 園

3. 開 発 指 導

4. コミュニティバス

1. 都市計画

(1) 都市計画区域

昭和8年の都市計画法改正に伴い、昭和8年9月に豊岡町・高田を合併した新多治見町と小泉村・池田村の平地部を含めた地域で都市計画区域が決められました。

その後、都市計画区域は昭和27年4月に町村の合併を受けて市域の全部となり、昭和58年4月には、昭和35年4月に合併した南姫地区を都市計画区域に取り込みました。

さらに、平成18年1月23日に笠原町と合併し、平成22年12月24日に笠原都市計画区域を多治見都市計画に統合し、現在に至っています（令和6年4月現在 9,125ha）。

都市計画区域の変遷

告 示	面 積	備 考
昭和 8年 9月		多治見町、小泉村と池田村の一部
昭和 27年 4月	6,338ha	多治見市の全部
昭和 58年 4月	7,786ha	姫地区の編入
平成 8年 10月	7,769ha	「線引き」の告示
平成 22年 12月	9,124ha	笠原都市計画区域の編入

(2) 地域地区

土地利用に一定の制限を与え、合理的で計画的なまちづくりをめざします。

① 用途地域

都市では放っておくといろいろな用途や形態の建物が無秩序に乱立し、騒音、悪臭、日照問題など生活環境の悪化や都市機能の混乱を招く恐れがあります。

そのため、住宅、商店、工場などを適切に配置して良好な市街地環境をつくりだし、機能的な都市活動を確保することを目的として、地域地区の中に「用途地域」が設けられています。

用途地域は、都市計画の基本的な内容の一つとなっています。

用途地域の指定状況（推移）

[多治見都市計画区域]

種 別		都市計画決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
		建告第1187号 S43. 4. 20	県告第1065号 S48. 12. 25	県告第307号 S58. 3. 31	県告第850号 S60. 12. 17	県告第258号 H1. 3. 31	県告第797号 H2. 12. 25
住居系	第1種住居専用地域	—ha	293.0ha	574.1ha	572.9ha	567.4ha	600.3ha
	第2種住居専用地域	—	114.0	162.5	162.5	167.4	167.4
	住 居 地 域	872.0	871.0	820.3	794.7	811.2	815.5
商業系	近隣商業地域	—	3.0	6.2	7.4	8.0	8.0
	商 業 地 域	71.2	140.0	140.0	140.0	143.5	143.5
工業系	準工業地域	326.5	652.0	699.9	701.5	708.4	708.4
	工 業 地 域	—	—	—	24.0	24.0	24.0
合 計		1,269.7	2,073.0	2,403.0	2,403.0	2,429.9	2,467.1

[多治見都市計画区域]

種 別		都市計画決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
		市告第42号 H8. 4. 1	市告第90号 H8. 10. 1	市告第37号 H13. 3. 30	市告第97号 H16. 5. 17	市告第225号 H22. 12. 24	市告第137号 H28. 4. 1
住居系	第1種低層住居専用地域	596.0ha	662.0ha	675.0ha	632.0ha	645.0ha	645.0ha
	第2種低層住居専用地域	97.0	97.0	102.0	102.0	102.0	102.0
	第1種中高層住居専用地域	129.0	122.0	128.0	129.0	170.0	170.0
	第1種住居地域	740.0	814.0	783.0	785.0	881.0	881.0
	第2種住居地域	12.0	12.0	12.0	12.0	19.0	19.0
	準住居地域	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
商業系	近隣商業地域	8.0	12.0	12.0	12.0	42.0	42.0
	商業地域	144.0	142.0	148.0	148.0	148.0	148.0
工業系	準工業地域	689.0	725.0	726.0	725.0	979.0	999.0
	工業地域	35.0	59.0	59.0	59.0	101.0	101.0
合 計		2,464.0	2,659.0	2,659.0	2,618.0	3,101.0	3,121.0

種 別		第6回変更	第7回変更
		市告第240号 H28. 9. 30	市告第306号 R2. 11. 20
住居系	第1種低層住居専用地域	645.0ha	645.0ha
	第2種低層住居専用地域	102.0	102.0
	第1種中高層住居専用地域	170.0	170.0
	第1種住居地域	881.0	881.0
	第2種住居地域	19.0	19.0
	準住居地域	14.0	14.0
商業系	近隣商業地域	42.0	42.0
	商業地域	148.0	148.0
工業系	準工業地域	999.0	999.0
	工業地域	101.0	123.0
	工業専用地域	-	26.0
合 計		3,121.0	3,170.0

※ 平成4年6月、都市計画法の改正に伴う用途種別が変わったため、平成8年4月に新しい用途地域を指定しました。

[笠原都市計画区域]

種 別		都市計画決定
		建告第481号 H3. 8. 1
住居系	第1種住居専用地域 住 居 地 域	21. 2ha 130. 0
商業系	近隣商業地域	18. 7
工業系	準工業地域 工業地域	255. 5 53. 2
合 計		478. 6

種 別		都市計画決定	都市計画決定
		町告第1号 H8. 1. 1	市告第225号 H22. 12. 24
住居系	第1種低層住居専用地域	30. 0ha	多治見都市 計画に統合
	第1種中高層住居専用地域	13. 0	
	第1種住居地域	126. 0	
	第2種住居地域	6. 5	
商業系	近隣商業地域	20. 0	
工業系	準工業地域 工業地域	256. 0 53. 0	
合 計		504. 5	

※ 平成4年6月、都市計画法の改正に伴う用途種別が変わったため、平成8年1月に新しい用途地域を指定しました。

② 特別用途地区

用途地域内の一定の地区において、特別の目的を実現させるため、当該用途地域の指定を補完して定める地区を指定しています。

a 特別工業地区

陶磁器産業の保護育成を目的として、特別工業地区を指定しています。この地区には、建築制限を緩和する地区と強化する地区の2種類があります。

[多治見都市計画区域]

種 別	都市計画決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更
	建告第1187号 S 43. 4. 20	市告第15号 S 58. 3. 31	市告第25号 H1. 3. 31	市告第43号 H8. 4. 1	市告第38号 H13. 3. 30
特別工業地区(緩和)	39. 4 ^{ha}	39. 4 ^{ha}	39. 4 ^{ha}	39. 4 ^{ha}	39. 4 ^{ha}
特別工業地区(制限)		91. 5	97. 9	101. 8	110. 2
合 計	39. 4	130. 9	137. 3	141. 2	149. 6

種 別	第5回変更	第6回変更
	市告第226号 H22. 12. 24	市告第136号 H28. 4. 1
第一種特別工業地区	39. 4 ^{ha}	39. 4 ^{ha}
第二種特別工業地区	46. 6	46. 6
第一種特別工業制限地区	112. 2	112. 2
第二種特別工業制限地区	98. 4	98. 4
合 計	296. 6	296. 6

[笠原都市計画区域]

種 別	都市計画決定	
	町告第24号 H3. 8. 1	市告第226号 H22. 12. 24
特別工業地区(緩和) 特別工業地区(制限)	42.2 ^{ha} 91.1	多治見都市 計画に統合
合 計	133.3	—

③ 防火地域、準防火地域

狭小住宅が多く、人口が集中しているなど火災による災害の危険性が高い地域において、建物の集団的不燃化をめざし、防火地域と準防火地域を指定しています。

[多治見都市計画区域]

種 別	都市計画決定	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更
	建告第1934号 S 34. 10. 6	—	建告第929号 S 43. 3. 30	市告第227号 H22. 12. 24	市告第130号 H28. 4. 1	市告第273号 H28. 10. 26
防火地域	1.21 ^{ha}	5.04 ^{ha}	18.8 ^{ha}	18.8 ^{ha}	18.8 ^{ha}	20.4 ^{ha}
準防火地域	14.67	12.71	54.5	60.1	60.1	58.5
合 計	15.88	17.75	73.3	78.9	78.9	78.9

④ 駐車場整備地区

主に商業地域内において円滑な道路交通を確保するために駐車場整備地区が指定しています。

[多治見都市計画区域]

駐 車 場 整 備 地 区	都市計画決定	第1回変更	第2回変更
	市告第69号 S 46. 10. 25	市告第16号 S 53. 4. 1	市告第92号 H16. 4. 1
	87.0 ^{ha}	156.0 ^{ha}	220.0 ^{ha}

⑤ 風致地区

都市の風致を維持するため、次の地区で風致地区が指定しています。

[多治見都市計画区域]

虎 溪 山 風 致 地 区	都市計画決定	第1回変更	第2回変更
	県告第306号 S 58. 3. 31	県告第476号 H16. 5. 18	市告第75号 H25. 3. 29
	37. 4 ^{ha}	40. 9 ^{ha}	48. 6 ^{ha}

窯 洞 風 致 地 区	都市計画決定	第1回変更	第2回変更
	県告第306号 S 58. 3. 31	県告第476号 H16. 5. 18	市告第132号 H28. 4. 1
	15. 9 ^{ha}	18. 6 ^{ha}	18. 6 ^{ha}

高 根 山 風 致 地 区	都市計画決定	第1回変更
	県告第306号 S 58. 3. 31	市告第131号 H28. 4. 1
	14. 1 ^{ha}	14. 1 ^{ha}

中 峰 谷 風 致 地 区	都市計画決定
	市告第198号 H19. 11. 1
	1. 6 ^{ha}

池 田 風 致 地 区	都市計画決定
	市告第349号の2 H27. 12. 10
	27 ^{ha}

(3) 地区計画

地区計画は、住民が主体となつてつくる、建物や道路、公園等に関する地区独自のルールです。地内で行われる建築・開発行為等を地区計画の内容に沿って規制・誘導することで、目標とするまちづくりの実現を図ることができます。

市内では、現在滝呂町の一部、ほか8カ所で地区計画を定めています。

滝呂地区地区計画の内容		
位 置	滝呂町 9 丁目、12丁目、14丁目、17丁目の各一部	
面 積	44.2ha	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は多治見市街地南東部に位置し、土地地区画整理事業及び宅地開発事業の施行により道路・公園等の公共施設及び宅地が整備されました。本計画は、今後予想される居住環境の悪化を未然に防止するとともに、秩序ある市街地を計画的に誘導し、良好な居住環境を将来にわたって維持、発展させることを目標としています。	
土 地 利 用 の 方 針	郊外住宅にふさわしい周辺の自然と調和のとれた住環境のための土地利用を図ります。	
地区施設の整備方針	地区施設の整備が、その機能、環境を損なわないように努めます。	
建築物等の整備方針	一般住宅地区における日照、景観、ゆとりを保つための規制・誘導をします。 また、センター地区については一般住宅地の住環境を損なわないように誘導します。	
地 区 整 備 計 画	滝呂地区における地区整備計画として「建築物等の用途制限」「建築物の敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「垣または柵の構造基準」「建築物等の形態または意匠の制限」が定められています。 (A地区27.9ha、B地区1.2ha、C地区13.9ha、D地区1.2ha)	
建 築 物 等 の 用 途	A～C地区では用途地域の制限のほか、それぞれの地区の特性に応じて公衆浴場、3.3㎡を超える畜舎等が建築できません。D地区では原動機を使用する工場で一定規模以上のものは建築できません。	
敷 地 面 積	建築物の敷地面積は最低200㎡とします。	
壁 面 の 位 置	建築物の外壁から道路境界線までの距離は 1.5 m以上とします。 (C地区は制限がありません) 門柱、門塀の外壁から道路境界線までの距離は 1.0 m以上とします。 (C地区は0.6m以上) 擁壁面から道路境界線までの距離は 0.6 m以上とします。 (C地区は制限がありません)	
垣または柵の構造	垣や柵は生け垣や透視性の良いフェンスとし、ブロック塀などは設置できません。	
建 築 物 等 の 意 匠	刺激的な原色や奇抜な装飾を避け、落ち着いたあるデザインとします。	

西部緑のまち地区地区計画の内容		
位 置	喜多町8丁目、9丁目、10丁目の各一部	
面 積	約4.9ha	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は多治見市街地西部に位置し、土地地区画整理事業の施行により、道路、公園等の公共施設及び宅地が整備されました。 本計画は、土地地区画整理事業により創出された良好な居住環境の悪化を未然に防止するとともに、秩序ある市街地を計画的に誘導し、良好な居住環境を将来にわたって維持、発展させることを目標としています。	
土 地 利 用 の 方 針	良好な居住環境を有する低層専用住宅地としてのまちなみ形成を目指し、建築物等の規制・誘導を推進し郊外住宅にふさわしい緑豊かでゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図ります。	
地区施設の整備方針	土地地区画整理事業及び宅地開発事業により整備された地区施設について、その機能・環境が損なわれないように維持・保全に努めます。	
建築物等の整備方針	美観上等の配慮から垣または柵の構造を規制し落ち着いたある良好な居住環境が形成されるよう誘導します。	
地 区 整 備 計 画	西部緑のまち地区における地区整備計画として「建築物等の用途制限」「壁面の位置の制限」「垣または柵の構造の制限」「建築物等の形態または意匠の制限」が定められています。(約4.9ha)	
建 築 物 等 の 用 途	用途地域の制限のほか、以下のものは建築できません。 公衆浴場、3.3㎡を超える畜舎	
壁 面 の 位 置	門柱及び門扉の外壁から道路境界線までの距離は0.5 m以上とします。	
垣または柵の構造	1. ブロック塀等これらに類するものは設置できません。 2. 道路境界から1.0mの区域及び道路境界の投影面に垣または柵を設ける場合は、生け垣あるいは透視性のあるフェンスとします。 ただし、フェンス等の基礎でブロック等これらに類するものの高さが0.6 m以下のものまたは門柱及び門扉を設けるときは、左右の袖の同一境界線への投影長さの合計が2.5m以下のものはこの限りではありません。	
建 築 物 等 の 意 匠	屋外広告物及び建築物の屋根、外壁またはこれに代わる柱は、刺激的な原色や装飾を避け落ち着いたあるものとします。	

向島住宅団地地区地区計画の内容		
位 置	笠原町字向島の一部	
面 積	約 11.9 ha	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、市域南部に位置する笠原地域において計画的な開発事業によって形成された戸建専用住宅団地です。 本計画は、居住環境の悪化を未然に防止し、秩序ある市街地形成による良好な居住環境を将来に向けて維持増進させていくことを目標としています。	
土 地 利 用 の 方 針	良好な居住環境を有する低層専用住宅地としてのまちなみ形成をめざし、公園・緑地等の適正な配置及び建築物等の規制誘導を行い、緑豊かでゆとりある住宅地を創出します。	
地区施設の整備方針	本地区における地区施設は、住宅団地開発事業により道路、公園等をはじめとして住宅地と一体的に整備されましたが、その機能等が損なわれないよう維持・保全に努めます。	
建築物等の整備方針	低層専用住宅地としてゆとりある居住環境を創出し維持するために壁面の位置を規制・誘導するとともに、敷地面積の最低規模を指定し、敷地の再分割による過小宅地化を防止します。 また、美観上等の配慮から垣または柵の構造を規制、誘導します。	
地 区 整 備 計 画	向島住宅団地地区における地区整備計画として「壁面の位置の制限」「建築物の敷地面積の最低限度」「垣または柵の構造の制限」が定められています。(約11.9ha)	
壁 面 の 位 置	道路に面する側の建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.0m以上とします。	
敷 地 面 積	建築物の敷地面積は最低200㎡とします。	
垣または柵の構造	垣又は柵は、次の各号に掲げるものとします。 1. 生垣あるいはフェンス、鉄柵等透視可能なものとし、ブロック等これに類するものは設置できません。ただし、フェンス等の基礎で宅地地盤からの高さが0.6m以下のもの、門柱についてはこの限りではありません。 2. 垣または柵の高さは宅地地盤から2.0m以下とします。	

多治見駅北地区地区計画の内容		
位 置	面 積	白山町1丁目、2丁目、3丁目の各地内、音羽町1丁目、2丁目の各一部 約11.8ha
地 区 計 画 の 目 標	現在、この地区では、中心市街地における交通事情の改善、商業・業務機能の強化、都心居住の促進及び居住環境の保全等を図るために土地区画整理事業を施行し、令和元年度に完了しました。 そこで、本地区計画では、土地区画整理事業の効果を最大限高めることを目標に、商業・業務機能と居住機能が調和した、健全で、秩序ある快適な都市環境の創出と魅力的な街並み形成をめざします。	
区域の整備・開発及び保全の方針	本地区における地区施設は、土地区画整理事業により整備されるため、その機能、環境を損なわないように努めます。 土地区画整理事業による土地利用計画等から地区を「駅前地区」、「沿道地区」、「住居1・2地区」に3区分し、方針を次のように定めます。 「駅前地区」では、東濃地域の玄関口に相応しい賑やかで活気ある境界の形成をめざします。このため健全な娯楽が享受できる地区として、飲食店、娯楽施設、文化施設等の誘導を図ります。 「沿道地区」では、車利用による広域的な沿道空間の形成と都心居住のための新たな居住空間の形成をめざす。このため、ロードサイド型商業施設の誘導と、中高層住宅の誘導を図ります。 「住居1・2地区」では、商業地域における住宅地としての良好な環境の形成をめざします。このため、低・中層住宅の他、比較的小規模な店舗や店舗付住宅等の誘導を図ります。	
地 区 整 備 計 画	多治見駅北地区における地区整備計画として「建築物等の用途制限」「建築物の敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物等の高さの最高限度」「工作物の設置の制限」「建築物等の形態または意匠の制限」「垣または柵の構造の制限」「土地の区画形質の変更の制限」が定められています。 (駅前地区5.9ha、沿道地区4.0ha、住居1地区1.2ha、住居2地区0.7ha)	
建 築 物 等 の 用 途	駅前地区から住居2地区では用途地域制限のほか、それぞれの地区の特性に応じて、1階部分の居住用建築物、倉庫業倉庫等が建築できません。	
敷 地 面 積	建築物の敷地面積は最低150㎡とします。	
壁 面 の 位 置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路の境界線までの距離は、1.0m以上とします。 都市計画道路等以外の道路境界線までの距離は、0.5m以上とします。	
高 さ の 最 高 限 度	18m (住居1地区のみ)	
工作物の設置の制限	門柱及び門扉の壁面から道路境界線までの距離は、0.5m以上とします。門柱及び門扉の道路境界線への投影長さの合計は、道路1方向当たり3.0m以下とします。(住居1・2地区のみ)	
建 築 物 等 の 意 匠	建築物の屋根、外壁等は周辺環境に配慮した落ち着いた色調とします。	

屋外広告物の制限	1. 屋外広告物は美観、風致を損なわないものとします。 2. 条例によるもののほか、地区の特性に応じて次に掲げる道路上の突出広告物、屋上広告物等の掲出ができません。 ・屋上広告物（駅前地区については1面が20㎡を超えるもの） ・1面20㎡、合計40㎡、高さ10mを超える野立て広告物（住居1・2地区においては1個10㎡、高さ10mを超えるもの） ・1面30㎡を超える壁面広告物（住居1・2地区においては1面10㎡を超えるもの） ・点滅する電飾広告物（住居1・2地区のみ）
垣または柵の構造	道路に面した垣又は柵は、生垣又はフェンスとし、ブロック塀等これに類するものは設置できません。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のものはこの限りではありません。（住居1・2地区のみ）
土地の区画形質の変更の制限	土地の区画形質の変更を行う場合の盛土高さは、造成完了時の地盤面から0.5m以下とします。ただし、敷地への出入上やむを得ないもの及び造園等部分的なものはこの限りではありません。

山吹地区地区計画の内容		
位 置	多治見市山吹町1丁目、3丁目、生田町2丁目の各一部	
面 積	約 32.2 ha	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、多治見市東部に位置しており、主要幹線道路の国道19号に接し、東海環状自動車道土岐南多治見ICに近接しています。また、地区の南東側にフロンティアリサーチパークが立地するなど、市街地の外縁部として、市街化へのポテンシャルが極めて高い地区です。 本地区計画は、粘土採掘等完了後の既に丘陵部地形が改変されている地区において、産業系土地利用に優位な地理的条件（交通アクセス、周辺市街地状況等）を活かし、工業系土地利用を適正に誘導することによって、隣接する工業系市街地の機能強化及び丘陵部における自然的環境の調和を図ることを目的としています。	
土 地 利 用 の 方 針	本地区周辺で既に形成されている工業系市街地との一体性に留意しつつ工業系土地利用の適切な誘導を図ります。	
地区施設の整備方針	本地区に接する幹線道路（国道19号）に接続する地区内道路を配置し、大規模施設の立地に伴う地区外への影響を抑制するとともに、公園、緑地又は広場を効果的に配置し、潤い豊かな公共空間を形成する。なお、雨水の適切な処理を図る調整地を地区内に配置します。	
建築物等の整備方針	本地区に隣接する工業系市街地との一体化及び適正利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の形態又は意匠の制限を定めます。	
その他の整備及び保全の方針	周辺丘陵部における緑の連続性及び市街地からの景観に配慮した空間形成を目的に、既存樹林の保全、造成斜面地等の緑化と共に、道路境界線に面した盛土法面最上段法肩部分については高木等の植栽を行うなど、地区内の積極的な緑化に努め、敷地内における建築物の配置についても市街地からの景観に配慮したものとします。	
地 区 整 備 計 画	山吹地区における地区整備計画として「地区施設の配置及び規模」により「道路」、「公園、緑地又は広場」、「調整池」が定められており、「建築物等に関する事項」として「建築物等の用途の制限」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」を定めています。	
地区施設の配置及び規模	道路…幅員12m、延長約1,310m 公 園…3箇所、約1.1ha 調整地…1箇所、約0.4ha	
建 築 物 等 の 用 途	「建築基準法別表第2（る）の項に掲げられたもの」のほか「住宅」、「劇場等の遊戯施設」、「500㎡を超える店舗」、「風俗営業店舗」は建築できません。	
建 築 物 等 の 意 匠	建築物は刺激的な原色や装飾を避け、落ち着いたものとしします。 屋外広告物を設置する場合は、美観を損なわない形状・色彩のものとするなど、周辺の環境に調和したものとします。	

陶都の杜地区計画の内容		
位 置	面積	多治見市金岡町5丁目、虎溪山町2丁目、住吉町7丁目、長瀬町の各一部 約 16.1 ha
地 区 計 画 の 目 標		居住環境の悪化を未然に防止するとともに、周辺の自然との調和のとれた良好な居住環境を将来にわたって維持し、発展させていくことを目標としています。
土 地 利 用 の 方 針		周辺の自然との調和のとれた良好な住宅市街地としての発展を期するため、建築物等の規制・誘導を行うことにより、緑豊かでゆとりある居住環境の形成及び住居と店舗とが調和した合理的な土地利用を図ります。
地区施設の整備方針		土地地区画整理事業により整備された地区施設について、その機能が損なわれないよう維持・保全に努めます。
建築物等の整備方針		周辺の自然との調和のとれた良好な居住環境を損なわないよう適正に規制・誘導します。また、低層住宅地区においては、各戸への日照及び建築物等による周辺稜線の景観への影響に配慮し、建築物等の高さを規制・誘導します。
地 区 整 備 計 画		陶都の杜地区における地区整備計画として「建築物等の用途の制限」「敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」「建築物等の高さの最高限度」「垣又は柵の構造の制限」「建築物等の形態又は意匠の制限」「敷地内の植栽」が定められています。(低層住宅地区12.5ha、中高層住宅地区3.6ha)
建 築 物 等 の 用 途		用途地域制限のほか、次に掲げる建築物は、建築できません。 1 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類する用途に供するもの 2 公衆浴場 3 床面積の合計が3.3㎡を超える畜舎 建築物の敷地面積は最低150㎡とします。
敷 地 面 積	壁 面 の 位 置	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの境界線までの距離は、1.0m以上とします。また、門柱及び門扉の外壁等から道路境界線までの距離は、0.5m以上とします。
高 さ の 最 高 限 度	垣 または 柵 の 構 造	10m (低層住宅地区のみ) 1. ブロック塀その他これらに類するものは設置できません。 2. 道路境界から1.0mの区域及び道路境界の投影面に垣又は柵を設ける場合は、生垣又は透視性のあるフェンスとします。 ただし、フェンス等の基礎でブロックその他これに類するものの高さが 0.6m以下のもの、門柱又は門扉で左右の袖の同一境界線への投影長さの合計が2.5m以下のものはこの限りではありません。
建 築 物 等 の 意 匠		屋外広告物及び建築物の屋根、外壁またはこれに代わる柱は、刺激的な色や奇抜な装飾を避け、落ち着いたものとしします。
そ の 他		敷地内には、中木(植栽時に樹高が1.2m以上の樹木)を1本以上植栽するものとしします。ただし、生垣を設置する場合は、この限りではありません。

長瀬地区地区計画の内容		
位 置	多治見市長瀬町、小名田町西ヶ洞の各一部	
面 積	約 21.4 ha	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、多治見市北部に位置しており、都市計画道路高根小名田線に接し、中央自動車道多治見 I C へのアクセスも良好です。また、地区の西側に旭ヶ丘テクノパークが立地するなど、市街化へのポテンシャルが極めて高い地区です。 本地区計画は、粘土採掘等により既に丘陵部地形が改変されている地区において、産業系土地利用に優位な地理的条件(交通アクセス、周辺市街地状況等)を活かし、工業系土地利用を適正に誘導することによって、隣接する工業系市街地の機能強化及び丘陵部における自然的環境の調和を図ることを目的としています。	
土 地 利 用 の 方 針	本地区周辺で既に形成されている工業系市街地との一体性に留意しつつ、工業系土地利用の適切な誘導を図ります。	
地区施設の整備方針	本地区に接する幹線道路(都市計画道路高根小名田線)に接続する地区内道路を配置し、大規模施設の立地に伴う地区外への影響を抑制するとともに、緑地を効果的に配置し、潤い豊かな公共空間を形成します。	
建築物等の整備方針	本地区に隣接する工業系市街地との一体化及び適正利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の形態又は意匠を制限します。	
その他の整備及び保全の方針	周辺丘陵部における緑の連続性及び既成市街地からの景観に配慮した空間形成を目的に、既存樹林の保全、造成斜面地等の緑化を行うなど、地区内の積極的な緑化に努めるとともに、敷地内における建築物の配置についても市街地からの景観に配慮したものとします。	
地 区 整 備 計 画	長瀬地区における地区整備計画として「地区施設の配置及び規模」により「道路」、「公園、緑地又は広場」が定められており、「建築物等に関する事項」として「建築物等の用途の制限」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」を定めています。	
地区施設の配置及び規模	道 路…幅員10m、延長約492m 緑 地…1箇所、約0.7ha	
建 築 物 等 の 用 途	「建築基準法別表第2(を)の項に掲げられたもの」のほか「住宅」、「劇場等の遊戯施設」、「500㎡を超える店舗」、「風俗営業店舗」は建築できません。	
建 築 物 等 の 意 匠	屋外広告物及び建築物の屋根、外壁またはこれに代わる柱は、刺激的な原色や装飾を避け落ち着いたものとするものとします。	

岐阜県立多治見病院地区地区計画の内容		
位 置	多治見市前畑町4丁目及び5丁目の各一部	
面 積	約 4.3ha	
地 区 計 画 の 目 標	本地区は、ＪＲ多治見駅の南西約1kmに位置し、本市のみならず岐阜県東濃地域における地域医療の中核を担う総合的な機能を有する病院が立地しています。 当該病院は、岐阜県保健医療計画においても、三次救急医療機能病院、災害拠点病院として位置付けられており、今後、更に安定した医療体制の確立と市民への医療サービスの一層の向上が求められています。 本計画は、地域における安定した医療体制の確保と質の高い地域医療サービスの提供のため、用途地域の指定とあいまって土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を図ることを目標としています。	
土 地 利 用 の 方 針	用途地域の指定とあいまって土地利用を高度化するとともに、区域内の道路に対してゆとりのある空間を創出することで、地域医療及び救急医療の中心的な役割を担う地区を形成します。	
建築物等の整備方針	土地の高度利用に即した良好な都市環境を確保するため、建築物の壁面の位置の制限を定めるとともに、建築物の用途の制限を定めます。	
その他の整備及び保全の方針	道路内沿いの敷地内に空地を確保することで、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、病院利用者の利便性と市街地環境の向上を図ります。また、道路等の公共用地に面する部分及び建築物の敷地内は、可能な限り緑化を図ります。	
地 区 整 備 計 画	地区整備計画として「地区施設の配置及び規模」により「道路」が定められており、「建築物等に関する事項」として「建築物等の用途の制限」や「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定めています。	
地区施設の配置及び規模	道 路…幅員9m、延長約214m	
建築物等の用途	地区内を「医療施設地区」と「関連施設地区」に分類し、地区別に建築できる建築物を定めています。 「医療施設地区」で建築できる建築物は、病院、駐車場等、「関連施設地区」で建築できる建築物は、病院や看護学校、住宅や共同住宅等です。	
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる門柱若しくは門扉の外壁の面から道路境界線までの距離は5m以上とします。	
建築物等の形態又は意匠の制限	屋外広告物及び建築物の屋根、外壁またはこれに代わる柱は、刺激的な原色や装飾を避け落ち着いたものとしします。	
垣又は柵の構造	壁面（医療施設地区内にあっては壁面の位置の制限として定められた限度の線）と道路境界線との間の区域において、垣又は柵を設置できません。ただし、植栽で歩行者の通行を妨げないものについては、この限りではありません。	

多治見駅前中之郷地区地区計画の内容		
位 置	面 積	本町1丁目、2丁目、栄町1丁目、2丁目、3丁目、田代町1丁目、2丁目、3丁目、前畑町1丁目、2丁目、3丁目の各一部 約26.7ha
地 区 計 画 の 目 標	区域の整備・開発 及び保全の方針	この地区は、多治見駅の南西に位置する、かつて中之郷といわれた歴史と伝統のある地区であり、商店街などの商業機能や、商業・工業機能と共存する住宅地としての土地利用がなされて発展してきた地区です。 そこで、本地区計画では、都市環境の悪化を未然に防止するとともに、市街地再開発区域でのまちづくりとあいまって、商工業機能と居住機能が調和した健全な都市環境を将来にわたって維持・発展させ、魅力的な街並み創出をめざします。 本地区における地区施設（地区内道路）は、良好な都市環境を形成していくため、安全・安心の確保に努めます。 地区を「駅前地区」、「沿道地区」、「住居1地区」、「住居2地区」に4区分し、方針を次のように定めます。 「駅前地区」では、賑わいの形成に資するとともに、健全な土地利用のため建築物等の規制・誘導を図ります。 「沿道地区」では、幹線道路の沿道に適した土地の高度利用を図るとともに、健全な土地利用のための建築物等の規制・誘導を図ります。 「住居1地区」では、定住人口の増加を目指し、中高層マンションと低層住宅との共存を図るとともに、健全な土地利用のため建築物等の規制・誘導を図ります。 「住居2地区」では、用途地域を踏まえた土地の高度利用との調和を図るとともに、健全な土地利用のため建築物等の規制・誘導を図ります。
地 区 整 備 計 画	建築物等の用途	地区整備計画として「建築物等の用途制限」「建築物等の形態または意匠の制限」「垣または柵の構造の制限」が定められています。 （駅前地区11.1ha、沿道地区6.4ha、住居1地区6.5ha、住居2地区2.7ha）
建築物等の意匠	屋外広告物の制限	駅前地区から住居2地区では、用途地域制限のほか、地区の特性に応じて「風俗営業店舗」などが建築できません。 建築物の屋根、外壁等は周辺環境に配慮した落ち着いた色調とします。 1. 屋外広告物は美観、風致を損なわないものとします。
垣または柵の構造		道路境界から1.0メートルの範囲にコンクリートブロック、レンガ、大谷石等を積んだ構造の塀は設置できません。ただし、補強コンクリートブロック造や、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6m以下のものはこの限りではありません。

(4) 都市計画道路

[多治見都市計画区域内]

(令和6.3.31現在)

路線番号	路線名	標準幅員	計画延長	改良延長
1. 3. 1	東海環状自動車道	10.75 ^m ×2	1,970 ^m	1,970 ^m
3. 3. 1	国道19号線	23 ^m	7,920	7,920
3. 3. 2	国道248号線多治見バイパス	25	8,200	8,000
3. 4. 3	金岡市之倉線	16	6,500	3,700
3. 4. 4	上山平和線	16	3,060	930
3. 5. 5	本町生田南線	12	830	0
3. 4. 6	豊岡弁天線	16	1,280	320
3. 4. 7	音羽小名田線	16	4,730	2,690
3. 4. 8	前畑根本線	16	4,780	0
3. 4. 9	本町2丁目線	16	240	0
3. 4. 10	明和小名田線	20	2,630	2,630
3. 5. 11	多治見下石線	12	2,000	50
3. 6. 12	本町生田線	11	1,120	1,120
3. 6. 13	多治見大畑線	8	2,100	2,100
3. 6. 14	京町滝呂線	8	2,860	2,500
3. 6. 15	明和松坂線	11	2,230	650
3. 5. 16	広小路美坂線	12	1,600	0
3. 4. 17	音羽明和線	16	2,250	2,250
3. 6. 18	本町宮前線	11	550	550
3. 5. 20	小名田線	13	1,640	550
3. 5. 21	市之倉線	12	3,850	920
3. 5. 22	滝呂団地線	12	1,820	1,520
3. 4. 23	東町線	17	2,270	2,270
3. 4. 24	宝赤坂線	18	400	0
3. 5. 25	宝光ヶ丘線	12	300	200
3. 3. 27	東濃西部都市間連絡道路	28	350	0※
3. 5. 28	音羽小田線	12	1,240	390
3. 5. 29	錦本町線	15	730	730
3. 5. 30	笠原南北線	14	1,860	620
3. 5. 31	笠原環状線	11	2,610	0
8. 7. 2	平和滝呂線	4	4,030	4,030
計	31路線		77,950 ^m	48,610 ^m

※幅員12.5mで暫定供用

(5) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

地 区 名	施行主体	面 積	施行年度	備 考
多 治 見 東 郊	組 合	31.9ha	S 14～S 16	坂上町、美坂町の一帯において市制施行の翌年(昭和16年)都市基盤整備の一環として実施され竣工した。
多 治 見 欠 の 上	組 合	3.5ha	S 39～S 41	
小 名 田 東 部	組 合	12.9ha	S 58～S 63	計画戸数 265戸 計画人口 1,026人
小 名 田 中 央	組 合	15.8ha	S58～S 63	計画戸数 335戸 計画人口 1,206人
明 和	組 合	2.4ha	H1～H 4	
滝 呂	都市再生機構	52.4ha	S61～H7	計画戸数 1,070戸 計画人口 4,300人
西 部 緑 の ま ち	都市再生機構	5.3ha	H 3～H17	計画戸数 130戸 計画人口 400人
平 和	個 人 (多治見市長)	1.0ha	H12～H14	計画戸数 23戸 計画人口 70人
多 治 見 住 吉	組 合	18.8ha	H12～R9	計画戸数 450戸 計画人口 1,500人
滝 呂 東	組 合	6.3ha	H12～H19	計画戸数 220戸 計画人口 660人
多 治 見 駅 北	多治見市	11.8ha	H12～R1	計画人口800人、音羽小名田線、音羽小田線、多治見駅南北連絡線(自由通路)、公園3ヶ所、多目的広場、公共公益施設、駐車場、駅前広場 4,800m ²
神 戸 ・ 栄	組 合	10.5ha	H16～H30	計画人口 620人 笠原南北線、公園2ヶ所

② 市街地再開発事業

地 区 名	施行主体	面 積	施行年度	用 途	備 考
多 治 見 駅 前 防 災 建 築 街 区	組 合	0.889ha	S 43～S 46	貸 店 舗	敷地面積 3,501m ² 建築延床面積 13,639m ² 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上4階
多 治 見 駅 南 地 区	組 合	約2.0ha	H29～R 5	店舗・事務所・ 駐車場・住宅・ 宿泊施設・	敷地面積 16,060m ² 建築延床面積 52,320m ² ※商業業務棟 鉄骨造 地下1階・地上3階

					駐車場棟 鉄骨造 地上 5 階 住宅棟 鉄筋コンクリート造 地上 2 9 階 宿泊施設棟 鉄筋コンクリート造 地上 1 4 階
--	--	--	--	--	--

(6) 都市計画関連構想及び計画

① 多治見都市計画道路網構想（平成28年度改訂）

- ・ 目的：多治見市が現在直面する道路交通問題に対処するとともに、都市全体の道路網のあり方及び段階的道路整備の方針を明らかにすることを目的としました。
- ・ 対象地区：市全域
- ・ 内容：平成47年の将来交通量推計を行い、課題を明確にした上で、効率的・効果的な道路整備のための整備優先度の設定、構想路線の新規追加及び都市計画決定の廃止を含めた見直し方針を決定したものです。

② 都市計画マスタープラン（令和2年度改定）

- ・ 目的：土地利用のコントロール、都市施設の整備などまちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的とした計画です。
- ・ 対象地区：市全域
- ・ 内容：まちづくりの理念に基づき都市計画の目標を定め、「都市の将来骨格図」により土地利用フレーム、基本的道路の配置、自然的環境等のビジョンを解りやすく示したものです。

③ 多治見駅周辺都市整備将来構想

- ・ 目的：多治見駅周辺の交流による賑わいの創出を目的とした計画です。
- ・ 対象地区：多治見駅周辺66.6ha
- ・ 内容：商業・サービス機能の維持・向上、安全で快適な交通環境・生活環境の形成、防災・減災機能の向上を視野に入れた都市整備の将来構想

④ 立地適正化計画（令和5年度改訂）

- ・ 目的：コンパクトなまちづくりの実現に向け、都市計画区域を対象として現在の土地利用計画に加え、居住や都市機能を集約するという緩やかな誘導手法を定め、「コンパクト＋ネットワーク」という考え方の下、まちづくりと公共交通を一体的に検討する計画です。
- ・ 対象地区：市全域
- ・ 内容：多治見市の都市構造上の課題を整理し、立地適正化に関する基本的な方針を定めています。また、都市機能誘導区域及び、居住誘導区域を設定し、①中心拠点と地域拠点への都市機能の誘導、②拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導、③拠点間をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持・構築を実現するための、誘導施策について定めています。

⑤ 多治見市風景づくり計画（令和5年度改訂）

- ・ 目的：風景づくりに関して必要な事項を定め、風景づくりを総合的に、しかも計画的に進めることによって、誇りと愛着のもてる魅力あるまちをつくることを目的としたものです。
- ・ 対象地区：市全域
- ・ 内容：美しい風景を生み出していくには、市民と行政がそれぞれの役割、責任と義務を認識し、お互いが協力しながら行動したり活動したりしていくことが必要です。本計画は風景づくりに関する体制をわかりやすくシンプルなものとすることを目指し、風景づくりに関する方針や手法、制度を網羅した総合的な指針を定めたものです。

2. 都市公園

(R6. 4. 1現在)

区分	種 別	名 称	計画面積 ha	開設面積 ha	位 置	開設年月日
A 都 市 計 画 施 設 で あ る 公 園	街区公園	坂 上 公 園	0.26	0.26	坂上町6丁目地内	S 34. 4. 1
		昭 和 公 園	0.22	0.22	昭和町地内	S 57. 3. 30
		脇之島南第一公園	0.21	0.37	脇之島町7丁目地内	S 57. 3. 30
						S 58. 3. 19
		脇之島南第二公園	0.23	0.28	脇之島町7丁目地内	S 58. 3. 19
		脇之島南第三公園	0.15	0.15	脇之島町7丁目地内	S 58. 3. 19
		旭ヶ丘北公園	0.15	0.15	旭ヶ丘6丁目地内	S 58. 3. 19
		脇之島南第四公園	0.38	0.38	脇之島町7丁目地内	S 58. 3. 19
		脇之島北第一公園	0.11	0.11	脇之島町6丁目地内	S 59. 3. 27
		長 瀬 公 園	0.13	0.13	長瀬町地内	S 59. 3. 27
		南 坂 上 公 園	0.60	0.55	坂上町9丁目地内	S 44. 7. 23
		小 名 田 公 園	0.26	0.25	小名田町3丁目地内	S 60. 3. 30
		姫ヶ丘公園	0.13	0.14	姫町2丁目地内	S 60. 3. 30
		滝 呂 中 央 公 園	0.22	0.22	滝呂町7・10 丁目地内	H 6. 3. 31
						H 7. 3. 26
		姫 白 山 公 園	0.21	0.21	姫町5丁目地内	H 8. 4. 1
		宝 親 水 公 園	0.21	0.21	宝町1丁目地内	H 13. 3. 30
		小 泉 公 園	0.50	0.49	小泉町2丁目地内	H 18. 4. 16
	小 計	16ヵ所	3.97	4.12		
	近隣公園	明 和 中 央 公 園	2.10	2.05	明和町4丁目地内	S 57. 3. 30
		脇之島中央公園	1.80	1.79	脇之島町6丁目地内	S 57. 3. 30
		脇之島北公園	1.30	1.34	脇之島町4丁目地内	S 59. 3. 27
		太 平 公 園	1.70	1.73	太平町2丁目地内	H 3. 3. 30
		滝 呂 北 公 園	2.80	2.85	滝呂町9・12丁目地内	H 6. 4. 1
		共 栄 公 園	1.80	1.85	高田町2・10 丁目地内	H 6. 4. 1
	小 計	6ヵ所	11.50	11.61		H 7. 6. 1 H 8. 4. 1
	地区公園	笠 原 運 動 公 園	5.78	5.78	笠原町平園地内	S 48. 5. 14
		滝 呂 公 園	6.10	6.11	滝呂町14丁目地内	S 55. 4. 1
						S 60. 3. 30
		旭ヶ丘公園	7.00	7.02	旭ヶ丘10丁目地内	S 63. 3. 31
	小 計					S 54. 7. 16
						S 55. 4. 1
						S 58. 3. 19
		3ヵ所	18.88	18.91		
	運動公園	多 治 見 運 動 公 園	25.90	23.81	星ヶ台3丁目地内	S 37. 7. 10
	小 計	1ヵ所	25.90	23.81		S 39. 4. 1
	特殊公園	多 治 見 墓 地 公 園	37.60	25.80	脇之島町3丁目地内	S 43. 4. 1
	小 計	1ヵ所	37.60	25.80		
	A 計	27ヵ所	97.85	84.25		

区分	種 別	名 称	計画面積 ha	開設面積 ha	位 置	開設年月日
B そ の 他 の 都 市 公 園	総合公園 小 計	虎 溪 公 園 1ヵ所	- 0	6.25 6.25	弁天町3・4丁目地内	S 45. 4. 1
	近隣公園	笠 原 森 下 公 園	-	3.00	笠原町上原地内	S 34. 4. 1 H 15. 4. 1
		古 虎 溪 公 園	-	0.72	市之倉町13丁目地内	S 45. 4. 1
		安土桃山陶磁の里公園	-	1.96	東町 1 丁目地内	H 3. 4. 1 H 6. 4. 1
		滝 呂 里 山 公 園	-	1.74	滝呂町5丁目地内	H 21. 4. 1 H 25. 9. 10
	小 計	4ヵ所	0	7.42		
	街区公園	笠 原 陶 ケ 丘 公 園	-	0.64	笠原町神戸地内	S 5. 6. 1
		神 明 公 園	-	0.35	上町 4 丁目地内	S 45. 4. 1
		平 野 公 園	-	0.23	平野町 2 丁目地内	S 45. 4. 1
		笠 原 平 下 公 園	-	0.12	笠原町上原地内	S 47. 2. 28
		笠 原 西 ケ 平 公 園	-	0.05	笠原町平園地内	S 47. 2. 28
		笠 原 草 口 公 園	-	0.05	笠原町上原地内	S 47. 3. 30
		笠 原 下 原 公 園	-	0.11	笠原町上原地内	S 47. 3. 30
		笠 原 上 原 上 公 園	-	0.10	笠原町上原地内	S 48. 12. 11
		笠 原 向 島 公 園	-	0.02	笠原町向島地内	S 48. 12. 11
		笠 原 平 園 公 園	-	0.05	笠原町平園地内	S 49. 4. 1
		笠 原 梅 平 公 園	-	0.12	笠原町平園地内	S 50. 3. 1
		北 陵 公 園	-	0.22	旭ヶ丘 8 丁目地内	S 55. 4. 1
		明 和 公 園	-	0.13	明和町 3 丁目地内	S 55. 4. 1
		北 丘 第 一 公 園	-	0.12	北丘町 8 丁目地内	S 55. 4. 1
		北 丘 第 二 公 園	-	0.15	北丘町 8 丁目地内	S 55. 4. 1
		市 之 倉 公 園	-	0.39	市之倉町 7 丁目地内	S 55. 4. 1
		小 滝 第 一 公 園	-	0.16	小名田町小滝地内	S 55. 4. 1 S 55. 10. 1
		小 滝 第 二 公 園	-	0.32	小名田町小滝地内	S 55. 10. 1
		北 丘 第 三 公 園	-	0.12	北丘町 4・5 丁目地内	S 55. 10. 1
		西 ケ 洞 公 園	-	0.34	小名田町西ヶ洞地内	S 55. 10. 1 S 61. 8. 30
		松 坂 公 園	-	0.13	松坂町 5 丁目地内	S 55. 10. 1
		北 丘 西 公 園	-	0.17	北丘町 8 丁目地内	S 56. 3. 26
		北 丘 中 央 公 園	-	0.57	北丘町5・8丁目地内	S 56. 3. 26
		明 和 東 第 一 公 園	-	0.16	明和町 4 丁目地内	S 57. 3. 30
		明 和 東 第 二 公 園	-	0.16	明和町 4 丁目地内	S 57. 3. 30
		大 正 公 園	-	0.12	大正・宮前町1丁目	S 57. 4. 1 H 25. 7. 10
		市之倉西第一公園	-	0.19	市之倉町12丁目地内	S 59. 3. 27
		市之倉西第二公園	-	0.25	市之倉町12丁目地内	S 59. 3. 27
		市之倉西第三公園	-	0.43	市之倉町12・13丁目地内	S 59. 3. 27
		市之倉西第四公園	-	0.10	市之倉町13丁目地内	S 59. 3. 27
		市之倉西第五公園	-	0.28	市之倉町13丁目地内	S 59. 3. 27
		市之倉西第六公園	-	0.10	市之倉町13丁目地内	S 59. 3. 27
		東 栄 公 園	-	0.17	東栄町 1 丁目地内	S 59. 3. 27
		脇之島北第二公園	-	0.10	脇之島町 6 丁目地内	S 60. 3. 30
		脇之島北第三公園	-	0.48	脇之島町 6 丁目地内	S 60. 3. 30
		脇之島北第四公園	-	0.12	脇之島町 6 丁目地内	S 60. 3. 30
		脇之島北第五公園	-	0.11	脇之島町 5 丁目地内	S 60. 3. 30
		脇之島北第六公園	-	0.15	脇之島町 4 丁目地内	S 60. 3. 30

区分	種 別	名 称	計画面積 ha	開設面積 ha	位 置	開設年月日
B そ の 他 の 都 市 公 園	街区公園	脇之島北第七公園	-	0.15	脇之島町4丁目地内	S 60. 3. 30
		幸 公 園	-	0.16	幸町5丁目地内	S 62. 3. 31
		希望ヶ丘第二公園	-	0.15	希望ヶ丘1丁目地内	S 62. 3. 31
		大 洞 第 一 公 園	-	0.17	大畑町大洞地内	S 62. 3. 31
		大 洞 第 二 公 園	-	0.10	大畑町大洞地内	S 62. 3. 31
		北 丘 第 四 公 園	-	0.15	北丘町5丁目地内	S 63. 3. 31
		市之倉東公園	-	0.28	市之倉町1丁目地内	S 63. 3. 31
		希望ヶ丘第一公園	-	0.73	希望ヶ丘1・2丁目地内	S 63. 3. 31
		大 洞 第 三 公 園	-	0.13	大畑町大洞地内	S 63. 3. 31
		西 坂 第 三 公 園	-	0.20	西坂町3丁目地内	H 1. 3. 31
		西 坂 第 四 公 園	-	0.26	西坂町2丁目地内	H 1. 3. 31
		小名田東第一公園	-	0.31	小名田町6丁目地内	H 1. 3. 31
		小名田東第二公園	-	0.11	小名田町6丁目地内	H 1. 3. 31
		星ヶ台公園	-	0.14	星ヶ台3丁目地内	H 3. 4. 1
		御 幸 公 園	-	0.13	御幸町3丁目地内	H 3. 4. 1
		上 野 公 園	-	0.10	上野町4丁目地内	H 3. 4. 1
		西 坂 第 二 公 園	-	0.58	西坂町1丁目地内	H 3. 4. 1
		明 和 南 公 園	-	0.10	明和町2丁目地内	H 4. 4. 1
		市之倉西第七公園	-	0.29	市之倉町12丁目地内	H 4. 4. 1
		元 町 公 園	-	0.13	元町4丁目地内	H 5. 4. 1
		滝呂北第一公園	-	0.12	滝呂町17丁目地内	H 6. 4. 1
		脇之島北第八公園	-	0.30	脇之島町6丁目地内	H 6. 4. 1
		西 坂 第 一 公 園	-	0.52	西坂町4丁目地内	H 6. 4. 1
		滝呂北第二公園	-	0.21	滝呂町17丁目地内	H 7. 3. 26
		滝呂北第三公園	-	0.29	滝呂町9丁目地内	H 7. 3. 26
		笠原花・水・樹ふれあいパーク	-	0.98	笠原町上原地内	H 9. 3. 31
		赤 坂 公 園	-	0.15	赤坂町9丁目地内	H 9. 4. 1
		昭 栄 南 公 園	-	0.12	昭栄町地内	H 10. 7. 1
		昭 栄 公 園	-	0.10	昭栄町地内	H 11. 3. 23
		市之倉西第八公園	-	0.12	市之倉町11丁目地内	H 11. 3. 23
		住 吉 公 園	-	0.18	住吉町2丁目地内	H 13. 3. 30
		小名田西第一公園	-	0.94	小名田町7丁目地内	H 13. 3. 30
		小名田西第二公園	-	0.11	小名田町7丁目地内	H 13. 3. 30
		小名田西第三公園	-	0.10	小名田町7丁目地内	H 13. 3. 30
		滝呂北第四公園	-	0.11	滝呂町12丁目地内	H 13. 3. 30
		笠原上原さくら公園	-	0.09	笠原町上原地内	H 13. 3. 31
		高 田 公 園	-	0.14	高田町11丁目地内	H 14. 3. 29
		坂 上 湧 水 公 園	-	0.36	坂上町9丁目地内	H 14. 3. 29
		東山中央第一公園	-	0.64	東山1丁目地内	H 14. 3. 29
		東山中央第二公園	-	0.31	東山2丁目地内	H 14. 3. 29
		東山中央第三公園	-	0.38	東山3丁目地内	H 14. 3. 29
		松 坂 西 公 園	-	0.13	松坂町2丁目地内	H 14. 3. 29
		笠原セラタウン第一公園	-	0.09	笠原町向島地内	H 15. 4. 1
		笠原セラタウン第二公園	-	0.09	笠原町向島地内	H 15. 4. 1
		笠原セラタウン第三公園	-	0.09	笠原町向島地内	H 15. 4. 1
		笠原セラタウン第四公園	-	0.13	笠原町向島地内	H 15. 4. 1
		笠原セラタウン第五公園	-	0.69	笠原町向島地内	H 15. 4. 1
		滝 呂 南 公 園	-	0.47	滝呂町1丁目地内	H 15. 4. 16
		松 坂 東 公 園	-	0.11	松坂町5丁目地内	H 18. 4. 29
		美 山 公 園	-	0.16	喜多町8丁目地内	H 18. 4. 29
		滝 呂 東 公 園	-	0.20	滝呂12丁目地内	H 22. 9. 15
		滝呂北第五公園	-	0.26	滝呂町9丁目地内	H 22. 9. 10

区分	種 別	名 称	計画面積 ha	開設面積 ha	位 置	開設年月日
B その他の 都市公園	小 計	笠 原 権 現 公 園	－	0.13	笠原町神戸地内	H 28. 4. 1
		駅 北 第 2 公 園	－	0.10	白山町1丁目地内	H 28. 5. 25
		駅 北 第 1 公 園	－	0.14	白山町1丁目地内	H 29. 9. 1
		駅 北 第 3 公 園	－	0.12	音羽町1丁目地内	H 29. 9. 1
		笠原神戸・栄記念公園	－	0.22	笠原町神戸地内	H 31. 4. 1
都市公園	特殊公園 小 計	喜多町西遺跡公園 1ヵ所	－ 0	0.20 0.20	喜多町 7 丁目地内	H 11. 3. 23
	B 計	101ヵ所	0	35.22		
C 都市計画 緑地	都市緑地	音 羽 緑 地	0.06	0.07	音羽町 4 丁目地内	S 59. 3. 27
		滝 呂 緑 地	4.90	4.87	滝呂町16丁目地内	H 17. 4. 1 H 25. 7. 22
		喜 多 緑 地	29.20	29.22	喜多町8.9.10丁目・池田町10丁目地内	H 18. 4. 29
	C 計	3 ヵ所	34.16	34.16		
D その他の 都市緑地	都市緑地	脇 之 島 緑 地	－	0.97	脇之島2・3丁目地内	H 5. 4. 1
		小 名 田 緑 地	－	0.74	小名田町小滝地内	H 6. 4. 1
		豊 岡 緑 地	－	0.08	豊岡町 1 丁目地内	H 7. 8. 3
	D 計	3 ヵ所	0	1.79		
A+B+C+D 計		134ヵ所	132.01	155.42		
E 都市公園 以外の公園		生 田 公 園	－	1.48	東町 3 丁目地内	S 57. 4. 1
E 計		1 ヵ所	0	1.48		
公園・緑地総計 A+B+C+D+E		135ヵ所	132.01	156.90		

3. 開発指導

(1) 建築指導

① 建築確認申請状況調べ

ア) 工事種別申請件数 (令和5年度: 建基法第6条・1号～4号共)

(単位: 件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
新 築	25	17	21	23	19	20	26	23	30	19	31	23	277
増 築	5	3	4	5	2	1	4	6	2	3	1	2	38
そ の 他	1	5	5	2	1	4	1	5	4	0	1	2	31
総 計	31	25	30	30	22	25	31	34	36	22	33	27	346

※その他は、大規模な修繕・模様替え・用途変更、擁壁・広告塔等の工作物及びエレベーター等の建築設備を示す

イ) 構造別申請件数 (令和5年度: 同上)

(単位: 件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
木 造	25	14	19	19	12	16	25	23	24	17	25	20	239
鉄 骨 造	5	5	5	9	6	4	3	5	7	3	6	3	61
鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	6
そ の 他	1	6	6	2	2	4	3	6	5	2	2	1	40
総 計	31	25	30	30	22	25	31	34	36	22	33	27	346

※その他は、上記以外の構造の建築物・用途変更、擁壁・広告塔等の工作物及びエレベーター等の建築設備を示す

② 道路位置の指定件数

区 分	申 請 件 数	指 定 延 長	備 考
平成元年度	0	0 m	
令和2年度	0	0 m	
令和3年度	1	26.50 m	
令和4年度	0	0 m	
令和5年度	0	0 m	

(2) 開発指導

許可申請状況調べ (令和5年度)

(単位: 件)

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開発許可 ※1	1	3	2	2	1	0	2	1	1	0	2	0	15
建築許可 ※2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	0	4
都計法適合証明	2	2	2	3	1	3	3	3	1	2	1	2	25
市指導要綱設計協議	2	1	2	1	0	2	0	0	1	0	1	1	11
宅造法許可	1	0	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	6
宅造法適合証明	6	5	8	4	8	8	8	9	4	11	4	7	82
総 計	12	11	14	13	10	14	14	14	7	15	9	10	143

※1: 都市計画法第29条に基づく開発許可 ※2: 都市計画法第43条に基づく建築許可

(3) 地籍調査事業

① 実施した成果

区 分	地 区 名	調査面積
調査実施地区	下沢町、東町、生田町、多治見 1-1(美坂町)、多治見 1-4(坂上町)、多治見 1-2(I)(陶元町・山下町)、多治見 1-2(II)(星ヶ台)、明和町 2 丁目、明和町 3 丁目、音羽 1、富士 1、釜・富士 2、神戸 1(I)、神戸 1(II)、音羽 2・栄(I)、音羽 2・栄(II)、明和 1・5、上原 1(I)、上原 1(II)、明和 4・6、新富町・上町・本町、神戸 2・平園 1(I)、神戸 2・平園 1(II)、神戸 2・平園 1(III)、神戸 2・平園 1(IV)、音羽 2・栄(II)一部	8.98 km ²
認証済地区	下沢町、明和町 2 丁目、明和町 3 丁目、多治見 1-4(坂上町)、音羽 1、富士 1、神戸 1(I)、神戸 1(II)、音羽 2・栄(I)、釜・富士 2、多治見 1-1(美坂町)、多治見 1-2(I)(陶元町・山下町)、生田町、音羽 2・栄(II)、多治見 1-2(II)(星ヶ台)、東町、明和 1・5、上原 1(I)、上原 1(II)、明和 4・6、音羽 2・栄(II)一部	8.26 km ²
登記完了地区	下沢町、明和町 2 丁目、明和町 3 丁目、多治見 1-4(坂上町)、音羽 1、富士 1、神戸 1(I)、神戸 1(II)、音羽 2・栄(I)、釜・富士 2、多治見 1-1(美坂町)、多治見 1-2(I)(陶元町・山下町)、生田町、音羽 2・栄(II)、多治見 1-2(II)(星ヶ台)、東町、明和 1・5、上原 1(I)、上原 1(II)、明和 4・6、音羽 2・栄(II)一部	8.26 km ²

② 事業内容

年度	調査工程	地 区 名	調査面積
令和 5	閲覧及び誤り等の申出に対する処理 (H2・H3 工程)	神戸 2・平園 1(I) (笠原町字久後田、字森裏の全部)	0.11 km ²
	地籍簿(案)・地籍図(案)の作成及び閲覧 (H1・H2 工程)	神戸 2・平園 1(II) (笠原町字中芝、字下神戸及び字反田の全部並びに字権現の一部)	0.11 km ²
	現地立会い・一筆地測量(E2～G 工程)	神戸 2・平園 1(III) (笠原町字泥障懸、割田、地藏下及び天王下の一部)	0.14 km ²
	土地所有者戸籍調査 (E1 工程)	神戸 2・平園 1(IV) (笠原町字平園及び字天王下の一部)	0.19 km ²

4. コミュニティバス

(1) 運行の経緯

- ・平成15年6月20日から平成16年1月19日までの7ヶ月間、実証実験を実施。その後も運行を継続。
- ・平成16年10月1日からは、実証実験でのルート・ダイヤ等を変更し中心市街地線として本格運行。公募による「ききょうバス」を愛称に採用。
- ・平成17年8月1日から福祉バスをききょうバスに統合し、一部ルート・ダイヤを変更して、総合福祉センター・太平公園線の運行を開始。平成19年4月1日から前年に合併した笠原町を運行区域に加え、一部ルート・ダイヤを変更。
- ・平成21年6月から北ルートの一部区間（バロー多治見店から総合福祉センター・太平公園）を4循環／日から8循環／日に増便。
- ・平成25年4月15日には駅周ルートを中心市街地線に取込み、ルート・ダイヤを大きく改編。運行エリアもJR太多線小泉駅前まで拡大。前山ルートと坂上ルートは毎日11便、小泉ルートは平日10便、土日祝日は修道院からセラミックパークMINOまでルートを延伸し9便に増便。
- ・平成26年10月1日に改編を実施。前年に実施した改編によるルート延伸により交通渋滞の影響を受け運行遅延が顕著となったため、全ルートを見直し短縮して遅延を解消。また、小泉ルートは、ルートを延伸したものの利用者が伸びず、期待した効果を得られなかったことも踏まえ、日常生活の移動用の宝町ルート（平日13便）と休日の観光用のオリベルート（土日祝7便）に分割。前山ルートと坂上ルートは始発時間を早めて毎日12便に増便。
- ・平成27年10月1日に宝町ルートのルート・ダイヤ等を変更。要望の多かったピアゴ多治見店に往復で乗り入れることで多治見駅北口とバロー多治見店の間を相互に行き来でき、より買い物に便利なルートに改善。60分間隔の運行としわかりやすいダイヤを実現。
- ・平成28年10月1日に改編を実施。宝町ルートを平日運行から毎日運行に変更。オリベルートの名称をオリベ観光ルートに変更し、土日祝6便に減便。
- ・運行効率化のため、宝町ルート11便を平成31年3月31日に廃止。また、利用者の減少が顕著であったことから、総合福祉センター・太平公園線を平成31年3月29日に廃止。以降、廃止した8路線の内、路線バスへの乗り換えが難しい3ルート（姫・大針ルート、旭ヶ丘・小泉ルート、共栄・明和ルート）において、予約運行型である「バスタク」を実証実験として令和3年度まで運行。令和4年度からは、共栄・明和ルートの一部を旭ヶ丘・小泉ルートに統合し、2ルートにて本格運行開始。
- ・令和2年度、坂上ルートに「平和町5・土岐川観察館前」停留所を新設。
- ・令和4年度、プラティ多治見開業に伴い、「栄町・テラ南」停留所を「栄町・プラティ多治見南」に名称変更。
- ・令和5年度、宝町ルートに「金岡町4丁目」停留所を新設。

(2) 運行ルート

市役所、多治見駅、市民病院など主な公共施設等や商業施設、中心市街地近辺の住宅地を主なルートとした前山ルートと坂上ルート及び宝町ルートがある。オリベ観光ルートは休日（土日祝）にオリベストリートや美濃焼ミュージアム、セラミックパークMINO等の観光地をつなぐルートを運行している。

なお、ルートは、利用状況や市民の意見等により随時見直しを行う。

(3) 運賃

- ・一乗車につき100円（小学生以上）ただし、一部200円運賃区間あり。
- ・平成16年10月1日から1日券（300円）の販売を開始し、路線バスの回数券利用も導入した。
- ・平成25年4月15日から路線バスからききょうバスへの乗継券制度を導入した。
- ・障がい者及び運転免許証自主返納者の運賃は通常運賃の半額。

- ・令和5年4月1日から、1日券について、紙での販売の他に、名古屋鉄道株式会社公式アプリ「CentX」を活用したデジタルチケットでの販売を開始。

(4) 利用状況

令和5年度の利用人員

- ・ききょうバス中心市街地線（4ルート） 99,808人

(令和5年度)

		利 用 人 員 (人)				
		坂上 ルート	前山 ルート	宝町 ルート	オリベ 観光ルート (土日祝日)	合 計
4 月		3,002	2,377	2,376	585	8,340
5 月		3,071	2,435	2,490	652	8,648
6 月		3,143	2,377	2,540	442	8,502
7 月		3,337	2,423	2,764	469	8,993
8 月		3,389	2,592	2,823	418	9,222
9 月		3,410	2,496	2,904	467	9,277
10 月		2,817	1,937	3,049	594	8,397
11 月		2,530	1,999	2,993	642	8,164
12 月		2,735	2,088	2,862	376	8,061
1 月		2,236	1,793	2,285	403	6,717
2 月		2,280	1,993	2,642	640	7,555
3 月		2,442	2,170	2,724	596	7,932
合 計		34,392	26,680	32,452	6,284	99,808
一 日 平 均	平日	190.3	139.0	161.2		
	土休	99.9	95.2	131.9	89.8	
	計	160.7	124.7	151.6	89.8	